

京 都 大 学 女 性 研 究 者 支 援 セ ン タ ー 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1 <u>京都大学に、女性研究者への包括的な支援を行うため、女性研究者支援センター（以下「センター」という。）を置く。</u></p>	<p>第1 <u>京都大学に、女性研究者支援センター（以下「センター」という。）を置く。</u></p>
<p>第2 <u>センターにおいては、女性研究者の支援に関し次の各号に掲げる業務を行う。</u> <u>(1) 交流・啓発・広報に関すること。</u> <u>(2) 相談・助言に関すること。</u> <u>(3) 育児・介護に関すること。</u> <u>(4) 就労形態に関すること。</u> <u>(5) 地域等との連携に関すること。</u> <u>(6) その他女性研究者の支援に関すること。</u></p>	<p>第2 <u>センターは、優れた女性研究者の育成のための有効な方策等についての調査研究を行うとともに、育児・介護の支援その他女性研究者の支援に関する業務を行う。</u></p>
<p>第3 センターにセンター長を置く。 2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。 4 センター長は、センターの所務を掌理する。</p>	<p>第3 } 2 } (同 左) 3 } 4 }</p>
<p>第4 センターに、センターの管理運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。</p>	<p>第4 <u>センターに、教員その他の職員を置く。</u> 第5 (同 左)</p>
<p>2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。</p>	<p>2 <u>運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</u> <u>(1) センター長</u> <u>(2) センターの教授</u> <u>(3) 前2号以外の京都大学の教職員のうちからセンター長の委嘱した者 若干名</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、運営委員会に、必要に応じて運営委員会の議を経て京都大学以外の者を加えることができる。</u> 4 <u>第2項第3号及び前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 5 <u>センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。</u> 6 <u>センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長の指名する者が、その職務を代行する。</u></p>
<p>第5 センターの事務は、研究推進部研究推進課において処理する。</p>	<p>7 <u>前各項に規定するもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。</u></p>
<p>第6 この要項に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。</p>	<p>第6 } 第7 } (同 左)</p>
	<p>附 則 この要項は、平成19年6月12日から実施する。</p>